

乙（株式会社 JP）に対する報酬

甲は、乙が紹介した求職者を採用し入社に至った場合には、人材紹介に係る手数料を乙に支払うものとする。

1. 紹介手数料の額

乙が紹介し、甲に採用された求職者の年収額（採用決定時に甲が求職者と合意した年収額）の25～30%相当額（消費税別途）とする。

但し、甲・乙が上記以外の条件、金額で合意した場合は、その条件、金額とする。

2. 紹介手数料の支払方法

乙は、求職者が甲に入社した日（以下「入社日」という）を請求日として甲に対し上記紹介手数料の請求を行うものとし、甲は入社日から30日以内にその金額を、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は甲の負担とする。

3. 紹介手数料の返戻

求職者が甲の都合又は甲の責に帰すべき事由以外の事由により、入社日より6か月以内に退職した場合は、乙は受領した紹介手数料を下記（1）～（2）により甲に対して返戻するものとする。但し、求職者が死亡した場合又は業務上の傷病により勤務不能となった場合を除く。

（1）入社日より1か月以内に退職した場合 紹介手数料の80%相当額を返戻する。

（2）入社日より3か月以内に退職した場合 紹介手数料の50%相当額を返戻する。

（3）入社日より6か月以内に退職した場合 紹介手数料の20%相当額を返戻する。

以上